

給付金の申請は お済みですか？

受付は11月28日(金)まで

給付金を受給するには申請が必要です。支給対象になると思われる方には、臨時福祉給付金は水色の封筒で、子育て世帯臨時特例給付金はピンク色の封筒で市から申請書の用紙をお送りしています。まだ申請を行っていない方は受付期間内に申請してください。



臨時福祉給付金

問い合わせ 社会健康課 ☎2152

支給対象者

臨時福祉給付金は平成26年度市県民税が課税されていない方

ただし、あなたが同一世帯・別世帯を問わず市県民税が課税されている方の税法上の扶養親族となっている場合は対象外となります。

※ 扶養親族とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、事業専従者および年齢16歳未満の年少者を指します。

源泉徴収票などで確認できます

ご自身が扶養親族となっているかは、ご家族の方が確定申告やお勤め先の源泉徴収票などであなたを扶養親族にしていないかどうかをご確認ください。

※ 臨時福祉給付金の申請書は6月1日付けの課税情報でお送りしています。税の修正申告などにより給付金の支給対象に該当することになった場合は社会健康課へお問い合わせください。

子育て世帯臨時特例給付金

問い合わせ 福祉課 ☎2148

支給対象者

平成26年1月1日に大竹市に住民票がある方のうち、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であって、その平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童を基本とします。

※ 平成26年1月1日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合も対象になります。

※ 平成26年1月2日以降に生まれた児童、臨時福祉給付金の対象者、生活保護の被保護者などは対象になりません。

公務員について

公務員は、職場から「申請書(公務員用)」や「児童手当受給状況証明書」を交付されています。申請期間内に郵送または福祉課窓口へ提出してください。

再交付については、職場にお問い合わせください。